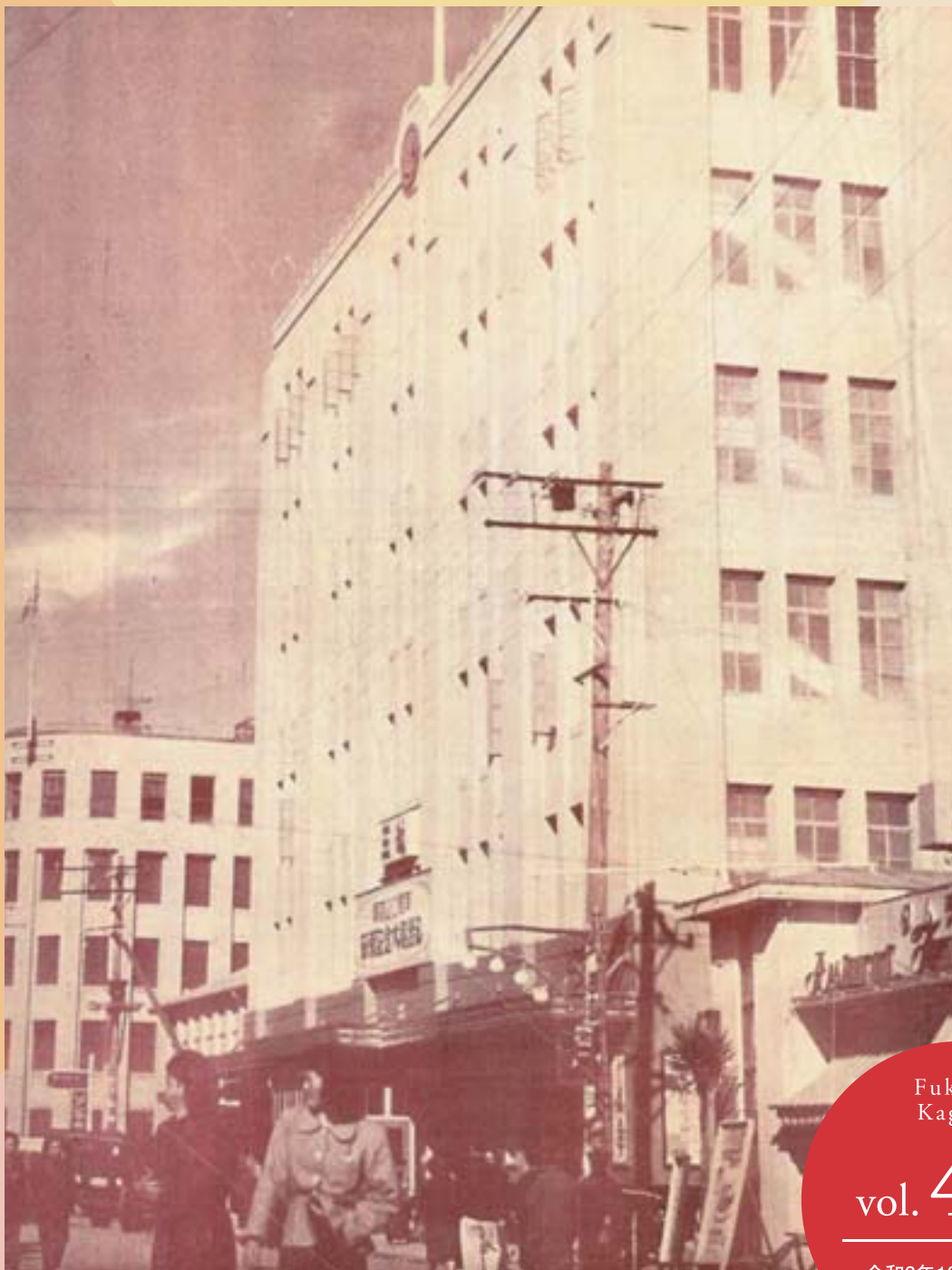


ふれあいネットワーク

福祉香川

香川県社会福祉協議会創設70周年記念



香川県社会福祉協議会創設当時の高松市内町の様子
出典資料:香川県立図書館所蔵「月刊香川」(昭和26年12月号)

Fukushi
Kagawa

vol. 486

令和3年10月10日発行

目次

- 2 社会福祉協議会 創設70周年記念特別企画座談会
- 7 生活福祉資金 特例貸付の現状
- 8 包括的支援体制の構築に向けた取組
- 10 社会福祉法人が連携して取り組んだ事例
寄付のお礼

- 11 子どもを中心に広がる地域の輪
- 12 災害ボランティア交流研修から圏域ごとのつながりづくりへ
香川DWATの養成により災害に備えた体制づくりを目指す
- 13 香川県福祉人材センターについて
- 14 香川県共同募金会からのお知らせ



この広報誌は赤い羽根共同募金の
助成により作成しています。

社会福祉協議会

特別企画
座談会

創設70周年記念

地域共生社会の実現に向けた 地域福祉実践とこれからの社協



令和3年8月25日、社会福祉協議会 創設70周年記念特別企画座談会が開催され、これまでの取組を振り返り、地域福祉活動推進の重要性を再認識し、今後の社協に対する期待と展望についてご意見をいただきました。（以下敬称略）

出席者	香川県社会福祉法人経営者協議会 会長	川西 基雄 氏
	香川県民生委員児童委員協議会連合会 会長	前田 昭文 氏
	全国社会福祉協議会・地域福祉推進委員会 委員長・琴平町社会福祉協議会 会長	越智 和子 氏
	香川県県内社会福祉協議会連絡協議会 会長・丸亀市社会福祉協議会 常務理事	大喜多章親 氏
コーディネーター	香川県社会福祉協議会 事務局長	日下 直和

川西 昭和56年に全国社会福祉施設経営者協議会が発足し、平成元年に香川県社会福祉施設経営者協議会、平成25年に香川県社会福祉法人経営者協議会に名称変更（以後、県経営協）が結成



〈進行役〉日下 直和

日下 昭和26年、社会福祉事業法が施行され、社会福祉協議会（以後、社協）が法律の中で位置づけられた。香川県社会福祉協議会（以後、県社協）は昭和39年に現在の場所に移転。昭和58年の法改正で市町村社協が法制化。平成9年に香川県社会福祉総合センターがオープン。平成12年には社会福祉事業法が大幅に改正され、社会福祉法として施行。前回、60周年の座談会を開催した平成23年は、東日本大震災が起こった年であった。

県社協との関わり

された。県老救振、県経営協、県老人福祉施設協議会、県福祉施設士会、県ソーシャルワーカー協会など、私が40年あまり携わった団体の事務局は全て県社協が担っている。

生活困窮者自立支援事業や地域における公益的取り組みである香川おもいやりネットワーク事業、災害福祉支援ネットワーク構築事業、小規模社会福祉法人等のネットワーク化推進事業もスタートし、昨年は新型コロナウイルス高齢者施設相互応援ネットワークの整備も始まった。クラスターが起ると地域に多大な影響を与えるので、施設間応援の重要性を感じている。

その重層的に張り巡らされるネットワーク事業全てのプラットフォームを担っているのが県社協だ。



川西 基雄 氏

前田 民生委員制度創設90周年のテーマとして「災害時一人も見逃さない運

動」を始めた時期が三豊市のスタートと重なり、合併前の7町が統一のテーマとして災害時の「避難行動要支援者登録制度」に取り組んだ。県初の制度で、民生委員の中には「市役所の仕事であって、我々が関わる仕事ではない」という声もあった。

そこで、県社協の災害担当者に相談したところ、快く引き受けてくださり、三豊市で講演会を開催してくれた。市内の民生委員やボランティアに聴いていただいたところ機運が盛り上がり、平成18年から民生委員による調査が始まり、翌年に登録制度がほぼ完成。平成19年の県の社会福祉大会で三豊市の取り組みを発表させていただき好評を得て、県内に避難行動要支援が広がった。



前田 昭文 氏

越智 琴平町社協としては県内でも後発でしたので、1から県社協にご指導

いただいた。特にこの10年間では、「香川コミュニケーションソーシャルワーク実践研究会」を養成研修修了者により設立できた。何より、県社協と県内社協連絡会で「ニーズ対応型社協のあり方と組織体制に関する検討会」を設置し、大橋謙策先生のご指導をいただき「ニーズ対応型社協活動とその組織体制の確立に向けた当面の活動方針」をまとめ、それに基づいた活動を県、市、町社協が取り組んでいる。社協相互のつながりや職員の意識に大きく影響してきた。

ただし個人的には、60周年の座談会にも出席していた事で、10年間で自己満足で終わらせていないかという反省がある。社協組織をもっとアピールすることが必要ではないか。



越智 和子 氏

大喜多 それぞれの事情や状況は異なるので、やはり地域の方々と一緒に地

域福祉や福祉のまちづくりを進めていくことが、何より重要である。最近は成年後見制度について、個別のケースでどうすれば良いのかと悩むことが多々あるが、県社協からアドバイスをいただけるのでありがたい。

県社協が中心となり毎年開催されている社協実践研究大会は、人材育成の場として非常に有意義。自分たちの活動に気付きが生まれる。



大喜多 章親 氏

香川おもいやりネットワーク事業や地域共生の課題と展望

日下 平成12年に介護保険法が施行され、多くの社協が介護保険に参入した。地域福祉権利擁護事業に取り組んだことも大きな転機で、社協は地域福祉を進める団体として社会福祉法に明確に位置づけられた。その間に地域での生

社会福祉法人香川県社会福祉協議会 歴代会長

初 代	細溪宗次郎	昭和26年 4 月～昭和44年 3 月
第 2 代	鎌田 調	昭和44年 4 月～昭和45年 3 月
第 3 代	中川 以良	昭和46年 4 月～平成 3 年 3 月
第 4 代	井上 房一	平成 3 年 3 月～平成 4 年 3 月
第 5 代	六車 安助	平成 5 年 3 月～平成11年 2 月
第 6 代	真鍋 武紀	平成11年 4 月～平成19年 5 月
第 7 代	泉 浩二	平成19年 6 月～平成22年 3 月
第 8 代	真鍋 武紀	平成22年 4 月～平成22年 9 月
第 9 代	浜田 恵造	平成22年10月～平成29年 3 月
第10代	天雲 俊夫	平成29年 3 月～平成30年 3 月
第11代	西原 義一	平成30年 4 月～現在

活課題、孤立や虐待などの問題が出始め、10年前には東日本大震災があり、全国の社協が災害ボランティアセンターに派遣されネットワークが図らずも強化された。その後、県社協でも平成26年にニーズ対応型社協の活動方針を出し、施設法人や民生委員と連携して協働プロジェクトを立ち上げ、ニーズに対応する社協、プラットフォーム機能を担える社協、さらに地域福祉を担える社協を目指し取り組んで出来たのが、平成27年からの香川おもいやりネットワーク事業である。この事業から、災害やコロナ禍での施設への応援職員派遣、就労支援、子供の支援などさまざまなネットワークが生まれた。

大喜多 おもいやりネットワーク事業に参画する施設法人のメンバーが地域の民生委員等が参加するコミュニティ

ーの会議に出かけ、一緒に話しをするような機会をつくることも考えている。その中で地域の困りごとが浮かび上がり、解決に向けて方策ができれば良いのではない。社会福祉法人や民生委員・児童委員、必要であれば地元企業の方々と連携して解決に取り組むことは、地域の資源になる。そういうことを地道に広げて行きたい。市町全域を対象とした事業にこだわらず、例えば校区などで、その地域にあったやり方で実情を踏まえ、課題解決を進めるのも大切ではないか。

越智 おもいやりネットワーク事業は検討当初から民生委員さんの参加があったことの意味が大きい。社会福祉法人施設、民生児童委員協議会、社協による取り組みは全国初である。レスキュー（現物給付）に引きずられて「おもいやり担当者」というと「生活困窮の相談員」とする現状がある。これからの地域づくりを進めるコーディネーターを社協が担い施設法人、民生委員そして住民の参加が大事である。地域づくりにおける役割をもう一度確認していく必要がある。

現在、コロナ禍で生活困窮となり特例貸付の利用が増加している。今後、償還の時期を社協はどう取り組んでいけるのか。生活自立支援というのは、経済的困窮支援だけではない状況が想定される。これからの地域づくりの中

で考えていかなければならないが民生委員、施設法人とともに、地域や企業などの理解協力も必要ではないか。社協は柔軟に闊達に働きかけていく事が求められる。

社協活動の住民主体を住民の皆さんと共有しなければならぬ。コロナ禍により様々な人たちが崖っぷちにいます。にもかかわらず、多くの人たちはその状況を身近な問題として認識していない。まさに地域生活課題として他人事ではないことを社協は訴えていかなければならない。地域社会として他人事ではないみんなの課題としていく事が必要だ。

おもいやりネットワークでつながっている人たちの状況が共有できる仕組みもあればいい、リモートの活用などで取り組めるのではない。個人情報については対応が困難な場合がある、ただ対応が必要であればその状況を共有できないかと考える。

前田 民生委員がこの活動の中で一番困っているのは、孤立している人たちへのアプローチがなかなかできないことだと思う。私たちだけではとても解決できる問題ではないし、社協などにご協力いただいて、なんとか前に進んでいける。今後は社協の力を借りながら、「こども食堂」などの居場所づくりや貧困対策、学習支援などにも取り組めることができると考えている。

川西 目指すべき福祉目標も変わり、ソーシャルワーカーの目指すものも変わってきた。そこで「香川コミュニティソーシャルワーク実践研究会」に入り、社会福祉法人も地域に向けた実践をするため社協等と共に学びながら専門性を高めている。今、施設も利用者、職員、設備、機能の地域公益化が求められる関係者はそれを学ばねばならない。研修や教育をしっかりとやりながら地域で顔の見える関係を構築し、おもいやりネットワーク事業を進めていくことが重要だ。

もう一つ機能させなければならないのは県社協の地域担当制である。オール香川での会合はできていても、5つの福祉圏域や市町との連携が不十分だと感じる。さまざまな協議会同士のより緊密な連携も必要だと思う。地域のネットワークをより重層的に張り巡らせるかという課題がある。

社協に期待すること

日下 おもいやりネットワーク事業のベースはできてきたが、さらに小地域単位で生活支援体制整備事業のように第2層でコーディネーターしながら地域の問題を解決できる仕組みが求められている。大幅な人口減の中、それを担う人材確保が厳しい。今後、人材をどう確保し、育成していくのかが大きな

年表〈昭和26(1951)年～令和3(2021)年〉

年	月	香川県社協の動き	国・香川県等の動き
昭和26 (1951)	4	社団法人香川県社会福祉協議会設立認可（17日）	
	6	機関紙「福祉香川」創刊号発行（1日）	社会福祉事業法施行
昭和27 (1952)	4	第1回香川県社会福祉事業大会開催（9日）	
	5	社会福祉法人設立認可（17日）	
		社会福祉法人設立登記完了（31日）	
昭和30 (1955)	10		世帯更生資金貸付制度発足
昭和39 (1964)	4	香川県社会福祉総合会館（高松市番町）へ移転	香川県社会福祉総合会館竣工
昭和41 (1966)	5		厚生省、福祉活動専門員（市町村社協職員）国庫補助設置
昭和52 (1977)	5		全国民生委員児童委員協議会が「民生委員・児童委員の日」（5月12日）を制定
昭和58 (1983)	10		市町村社会福祉協議会法制化施行
昭和63 (1988)	4		社会福祉士及び介護福祉士法施行
平成2 (1990)	6		社会福祉関係8法改正
	10		世帯更生資金貸付制度を生活福祉資金貸付制度に改称
平成3 (1991)	7	香川県福祉人材情報センター設置	
平成4 (1992)	6		福祉人材確保法施行
	10	社会福祉施設経営指導事業の実施	
平成6 (1994)	1		主任児童委員設置
	4	福利厚生センター事業開始	
平成7 (1995)	1		阪神・淡路大震災
平成9 (1997)	2	香川県社会福祉総合センターに事務所を移転	
	4		香川県社会福祉総合センターオープン
平成11 (1999)	10	地域福祉権利擁護事業開始	
平成12 (2000)	4		介護保険法施行、改正成年後見制度施行
	5		児童虐待防止法公布
	6		社会福祉法施行
	8	苦情解決事業の創設、運営適正化委員会の設置	
平成15 (2003)	4		障害者支援費制度施行
平成16 (2004)	8	「香川水害ボランティア活動本部」を設置	台風16号による香川県高潮災害
平成17 (2005)	4	認知症高齢者グループホーム外部評価事業の実施	個人情報保護法施行
平成18 (2006)	4	介護サービス情報の公表事業の実施	障害者自立支援法施行、高齢者虐待防止法施行
平成19 (2007)	4	指定地域密着型サービス外部評価事業の実施 福祉サービス第三者評価事業の実施	
	12	香川県社会福祉協議会強化発展計画策定 （平成19年度12月～平成23年度）	
平成20 (2008)	9	国立ハンセン病療養所入所者日常生活支援業務実施	
平成22 (2010)	3	社会福祉施設経営指導事業終了	
平成23 (2011)	3	介護サービス情報の公表事業終了 国立ハンセン病療養所入所者日常生活支援業務終了	東日本大震災
	4	東日本大震災被災地へのボランティアバス運行 成年後見制度利用支援事業実施 権利擁護・成年後見支援センター設置	
平成24 (2012)	4	香川県社会福祉協議会中期活動方針策定 （平成24年度～平成26年度）	
	8		子ども・子育て支援法制定
平成25 (2013)	4		障害者総合支援法、障害者優先調達推進法施行
平成26 (2014)	3	ニーズ対応型社協活動の推進とその組織体制の確立に向けた当面の活動方針策定	
	6	「制度の狭間や制度外にある福祉課題・生活課題の解決の仕組みをつくる（仮称）」香川県協働プロジェクト委員会設置	
平成27 (2015)	4	香川おもいやりネットワーク事業開始 生活困窮者自立相談事業及び家計相談支援事業実施 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	生活困窮者自立支援法施行
平成28 (2016)	9	香川県災害福祉支援ネットワーク推進会議設置	
平成29 (2017)	4		改正社会福祉法全面施行
	5	ニーズ対応型社協活動の推進とその組織体制の確立に向けた第1次アクションプラン策定（平成29年度～平成31年度）	
平成30 (2018)	6	香川県社会福祉協議会第2次強化発展計画策定 （平成30年6月～令和5年3月）	
平成31 (2019)	4	居住支援法人活動支援事業実施	
令和元 (2019)	8	香川県災害福祉支援ネットワーク協議会設置 （香川県災害福祉支援ネットワーク推進会議を改組）	
令和2 (2020)	5	ニーズ対応型社協活動の推進とその組織体制の確立に向けた第2次アクションプラン策定（令和2年度～令和4年度）	
令和3 (2021)	3	指定地域密着型サービス外部評価事業終了 福祉サービス第三者評価事業終了	
	4	重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業実施	

課題である。

さらにコロナ禍で現場窓口担当は大変疲弊している。コロナの特例貸付は7月末までで香川でも1万2千件、38億円に上る。今まで福祉の制度にアクセスしていなかった方々、いわゆる不安定就労層が大変な状況にある。8月6日付で全社協が厚労大臣に対して要望書を出した。「支援金の弾力的な運営」「不安定就労層の自立に向けて生

活相談をするための体制確保」「特例貸付の困窮者制度の見直し」を要望し、例えばベーシックインカムの的な仕組みの導入といった、社会福祉の全体の仕組みを見直すべきじゃないかという意見もある。

コロナ禍の先がまだまだ見えない中で、失業、自殺者の増加、虐待、外国籍の方の問題と、さまざまな問題が噴出する中で今後どのように地域福祉実

践に取り組むべきか。70年を機に社協に期待すること、今後の10年間に取り組まなければならないことを改めてお聞きする。

川西 香川県社協は全国的に見ても先駆的、フロントランナーの社協だと思っている。香川おもいやりネットワーク事業をはじめ、香川県災害福祉支援ネットワーク協議会、香川県小規模社

会福祉法人等のネットワーク化推進事業、香川県新型コロナウイルス施設間応援事業、いずれも県社協がプラットフォームとして機能している。複合的にネットワークを組んで地域における共生社会の実現に向けて、事業を展開しているのは評価すべきことである。

今後は、以上に重層的なネットワークを構築し、これを深めてオール香川だけではなく、5つの圏域、8市9

町で取り組むために、県社協はそれぞれの圏域・市町担当と連携を密にして働き掛けてほしい。特に感染症拡大で規制の多い時代、ICTやリモートを使って、このネットワークを強化していく、そういうことが課題である。

社会福祉法人でも、経営者レベルの会もあり実践者レベルの会もある。互いが情報交換を行い、地域固有の課題やニーズを掘り起こし、それを県社協でも情報共有し、さらに協働してほしい。コロナ禍で大変な状況ではあるが、県社協を中心に共生社会実現を目指すのが、これからの道筋であり、今の実践を深化させることで地域共生社会の実現は可能だと考えている。

前田 私たち民生委員は社会的孤立をなんとか無くしたいと一生懸命取り組んでいるので、その点について県社協からさまざまな情報をいただきたい。コロナ禍で難しいとは思いますがぜひよろしく願います。

保護者の同意が必要だとは思いますが、子どもさんが誕生し保健師さんが訪問するときに私たちも同行させていただければと思う。地域の子どもたちを知っておくことは、今後の活動に必要なか。

越智 児童委員としての立場での活動が重要になってくるのではないかと思う。児童委員に軸足を乗せて訪問や声

掛けをやっていたけるとありがたい。どう考えても家庭機能が失われ、従来の家族では考えにくいことが起きている。丁寧な掘り起しが必要ではないか。

本来社協がやるべき事、社協だからやれることを職員が認識し覚悟をもって取り組む時代になってきた。今まで出来なかったことでもできることが増えていく可能性がある。その可能性をつぶすのは、いつの間にか「これでもいいんだ」と自分でゴールを決めてしまっている仕事の仕方ではないか。社協があつてよかったと言われる仕事をするという自覚をもって取り組まなければいけない。

組織経営の強化として事務局の見直し、再編もあり、今後、8市9町社協と県社協の役割は大きく変わっていくと思う。行政との関係を考えるうえで県社協の役割はさらに重要である。全国的にも高い評価を受けている県社協にはおもしろいやりネットワークや香川型福祉のまちづくりを土台に踏ん張っていただきたい。

大喜多 地域の人口は減っているが、世帯は増えている。それが孤立にもつながっている。核家族化が進み、失われてきたものがたくさんある。地域や家族の機能がどんどん失われ、買い物ができない、ゴミ出しができない、出かけられない困難者が増えている。共生社会を実現するのであれば、以前は

家族や地域が行っていた役割を補完するような取り組みも行わなければならない。世の中は進んでいくので終わりのない仕事だろうと思うが、世の中の流れの中で必要なニーズを受け止めることが共生社会につながる。人材育成、組織の強化、経営基盤の強化、そういった課題を解決するために、市町の社協の力不足を県社協が補っていただきたいと願う。

日下 貴重なご意見をありがとうございます。社協に対する多くの宿題をいただいた。

一つはおもしろいやりネットワーク事業のネットワーク機能を社協がしっかりと担っていかねばならない。

新しいことだけではなく今取り組んでいることを結びつけていく、しっかりと積み上げていくのが、地域共生社会の実現につながる。そのためには、今日お越しの皆さん、施設法人、民生委員が社協と一緒に今後とも取り組んでくださり、地域の人材育成で生まれたネットワークをしっかりとつないでいくことが大切である。

県社協としての反省は、特例貸付で今までアクセスできなかった人々の課題を目の前で見たときに、なにができるのか混沌とした。根本的に社会福祉の制度や仕組み、地域づくりも含めて考えなおす時代に来ているのではないか。制度だけで地域のさまざまな方を

支えていくのは、限界が見えてきた。県社協も地域担当制を目指しているが、制度だけで地域にアプローチするとう考え方では無理であると痛感している。その意味では地域担当制の人材なり、組織になれるような社協組織になつていかなければならないということ強く感じた。

人口が減少すると市町単独でできないことが増えてくる可能性がある。南海トラフ大地震も見据え、四国全体で連携法人のようなものをつくって、災害時に機動的に動く仕組みも考えなければならぬ。これも都道府県社協の取り組みとなる。いろいろ課題はあるが、ぜひ今後とも皆さまのお力添えをいただきながら県社協の役割をしっかりと果たしていきたい。今後ともどうぞよろしく願います。



生活福祉資金

特例貸付の現状

新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施されるなど、経済や雇用情勢等をはじめとして私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。全国の都道府県、市区町村等すべての社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響で減収や失業した方を対象に、令和2年3月25日から緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付（以下、「特例貸付」という。）を行っています。

特例貸付の経過

開始当初の受付期間は令和2年7月末までとされていましたが、9月末、12月末、令和3年3月末、6月末、8月末、11月末までと6度にわたり延長され、現在も実施しています。また令和3年2月からは、緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付が終了した世帯を対象に、総合支援資金の再貸付が実施されています。

令和2年度の貸付状況

令和2年度の貸付件数と金額は、表

表1 (金額単位：千円)

年 度	総合支援資金		福祉費		緊急小口資金		教育支援資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和元年度 ()内は特例以外	0 (0)	0 (0)	— (30)	— (13,129)	159 (240)	25,620 (13,864)	— (76)	— (38,886)
令和2年度 ()内は特例以外	3,203 (0)	1,456,865 (0)	— (22)	— (12,682)	5,917 (221)	1,106,390 (15,023)	— (101)	— (73,075)

1の通りです。特例貸付の影響により、緊急小口資金と総合支援資金が前年度に比べ、大幅に増加しています。また、特例貸付以外の緊急小口資金と福祉費が減少した一方、教育支援資金は、件数・金額共に増となっています。

図1 特例貸付における受付市町の割合

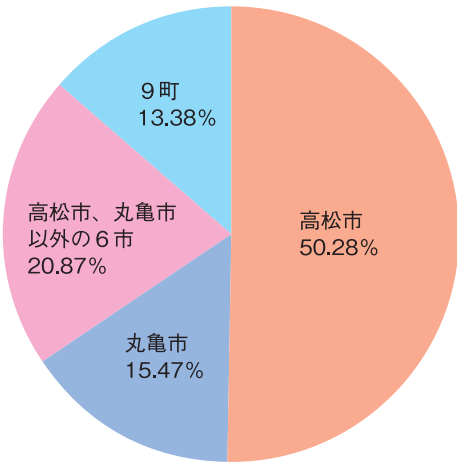
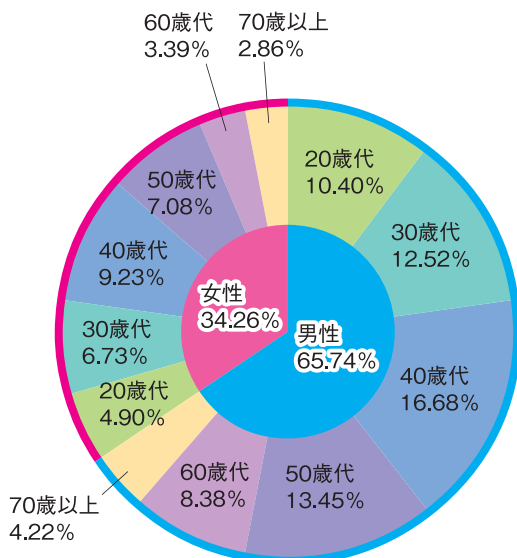


図2 借受人の性別と年代



借受金の返済と生活支援

令和3年8月末現在までで、特例貸付としては、13,402件、41億8,416万円の貸付決定をし、9月以降も増加し続けています。

借受世帯の状況

相談の中からは、学校に通っているが学費の工面が難しくなったという話もあり、コロナ禍が学業にも影響を及ぼしていることも懸念されます。

特例貸付の借受世帯は県内全域に渡っていますが、その半数は高松市の世帯で、丸亀市の世帯を併せると全体の三分の二を占めるほどとなっています。(図1)

また、全体の借受人の内、男性が3分の2を占めており、20歳代から50歳代の男性で53%となっています。(図2)

申請理由としては、人材派遣会社や飲食店、運送業等に従事していた方で、「契約が打ち切られ次の職が見つからない」「シフトを減らされ収入が減ったため辞めざるを得なかった」などが多く、収入が不安定な仕事についている方ほど厳しい状況であると考えられます。特にそういった方にとっては、コロナ禍後の長期に渡る返済が大きな負担となる懸念があります。

全国社会福祉協議会においても、令和3年8月3日付の「長期化するコロナ禍に対応する公的給付等や相談支援の強化の緊急要望」において、生活困窮者自立支援金の拡充等、貸付によらない困窮者支援や、非常時の所得保障制度の創設を国に要望しました。社会福祉協議会が担う「地域共生社会の実現に向けた取組」の中で、新型コロナウイルスの影響により困窮した世帯等を含め、こういった支援を行っていくべきかが今後の課題となっています。

包括的支援体制の構築に向けた取組

ニーズ対応型社協活動の推進に向けた取組

1 社会や人々の生活の変化

日本社会においては、少子高齢化の進行、人口減少の本格化、社会的孤立状態にある人や世帯の増加や地域のつながりの弱体化が深刻化しており、このことは、それぞれの地域で少しずつ状況は違いつつも共通した課題と考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、その課題がより広がり深刻化しており、特に感染対策のために、人が集まるのが難しくなったことによる孤立やフレイルといった課題、生活様式の変化による経済活動の低下に伴う経済的困窮などがその課題としてあげられます。

コロナ禍の状況が長期化する中で、格差の広がりとともに、少しずつ蓄積する人々の不安やストレスも人々の生

活に大きな影響を与えていると言えます。

2 地域共生社会の実現に向けて

このように厳しい社会情勢の中、国では、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」を「地域共生社会」と位置づけ、その実現に向けた地域づくりに関する様々な施策が展開されています。

本年4月には、改正社会福祉法が行われ、市町村全体で包括的な支援体制を構築していく施策として重層的な支援体制整備事業が新たに創設されまし

た。この取組は、各市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するための包括的支援体制を構築することを目的としており、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。全国画一的な取組を進めるのではなく、それぞれの市町村の現状やこれまでの取組を確認し、自分たちの市町村ではどのような取組が必要かを考え、進め

ていくことが重要と言えます。

3 香川県内の状況

香川県では、令和3年度にこの事業に取組む市町はありませんが、次年度以降の実施に向けた準備が数か所の市町で進められています。

香川県においても、新型コロナウイルス感染症により地域経済や人々の生活にも様々な影響が出ています。

地域共生社会とは



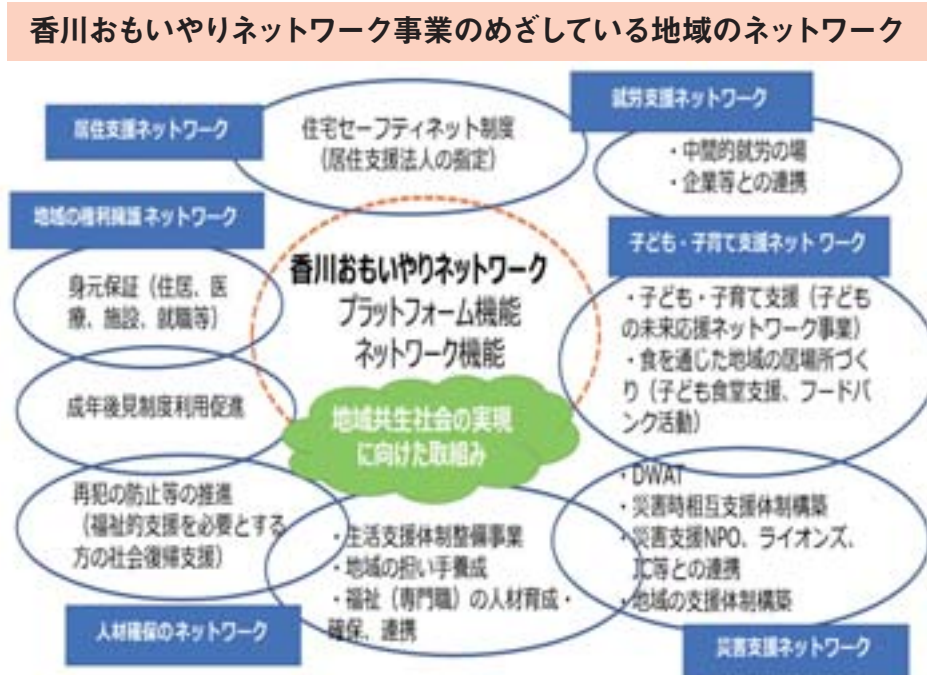
厚生労働省 資料

社協が実施する生活福祉資金の特例貸付では、申込・貸付件数の増加とともに、その相談内容の中には、世帯の抱える課題の複雑化、深刻化が見られ、経済的な支援だけでなく、社会的孤立という課題にどう取り組むかがとても重要なことであると考えています。

香川おもいやりネットワーク事業と コロナ禍で見えてきた地域の 生活課題・福祉課題

当協議会では、平成27年度から実施している香川おもいやりネットワーク事業（以下「おもいやりネットワーク事業」という）等の取組を通じて、「地域におけるトータルサポートの仕

香川県社協作成イメージ図



組みづくり」を実現するため、福祉や福祉以外の機関・団体とのネットワークの構築に向けた取組を進めています。おもいやりネットワーク事業は、「人と人がつながる中で、普段の暮らしを支える福祉でまちづくり」を理念とし、社会福祉法人施設、民生委員・児童委員と社会福祉協議会がとなり、地域の生活課題を受け止め、解決する仕組みづくりに取組むものであり、このことは、国がめざす「地域共生社会の実現」に向けた取組と共通するものであると考えています。

- ・ 金銭的な課題を抱えている
- ・ 食糧等の緊急的支援が必要
- ・ 住居の確保の課題を抱えている
- ・ 障害が疑われる
- ・ サービスの利用を拒否している
- ・ DV、虐待の疑いがある
- ・ いわゆる8050 (7040)
- ・ ひきこもり、不登校

コロナ禍の中でこのような状況にあった方やその世帯がより深刻な状況になったこと、また、コロナ禍以前から、不安定な就労や生活の状況にあった方

やその世帯が、減収による生活費の不足、仕事と住まいを同時に失う、というような状況になっている場合があります。特に単身世帯、ひとり親世帯、外国籍の方やその世帯の中で、そのような状況になる場合が多いのではないかと考えられます。また、仕事や住まいという、物理的なことだけではなく、頼ることができる親族や友人関係などが少ないなど、社会的孤立状態が生活のしづらさを増大させている要因の一つであると考えられます。

コロナ禍の状況は今後も続く中で、生活福祉資金の特例貸付も本年11月末まで延長することが決定しています。本会として、貸付を利用された方やその世帯の状況を把握し、どのような関わりが必要かを考えていく必要があります。

今後は、生活困窮者自立支援事業、香川子どもの未来応援ネットワーク事業（P11参照）、災害福祉支援ネットワーク（P12参照）、地域における権利擁護支援ネットワーク構築等を通じて、個人や世帯が直面する課題とそれを取り巻く地域の課題等を県内社協、社会福祉法人施設や民生委員・児童委員等関係機関・団体等で共有し、その対応を検討できるよう、おもいやりネットワークの機能の強化に取組みたいと考えています。

社会福祉法人が 連携して取り組んだ事例

自治体が実施する

集団接種への協力

さぬき市では、市内の社会福祉法人が市の実施する新型コロナウイルスワクチンの集団接種に「地域における公益的な取組」として協力しました。

協力法人は、香川県社会福祉法人経営者協議会及び香川おもいやりネットワーク事業参画法人である香東園、志度玉浦園、祐正福祉会、長尾福祉会、津田福祉会、さぬき市社会福祉協議会の6法人で、6月上旬に迅速な接種の完了に向けた地域貢献の取組として、法人が雇用する医師や看護師等を集団接種に派遣する協力を市に申し出ました。市では、これを受け、社会福祉法人が実質的な運営を担う接種日程（平日4回）を追加しました。

初日の7月5日は、午前9時から法人が用意した医師、看護師、施設職員ら約30人が接種会場である寒川庁舎に集合し、市民120人に接種を行いました。

社会福祉法人の機能を活用して、市民が連携した方式として全国で初めての取組であり、これにより地域住民のワクチン接種が加速されました。



ワクチン接種 受付の様子

寄付

社会福祉事業のため県社協に多分のご寄付を賜りました。
これらの寄付については、ご芳志に沿い有意義に使わせていただきます。このたびは誠にありがとうございました。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ●株式会社ダイナム 様 | ●KDDI株式会社四国総支社 様 |
| ●AIRオートクラブ香川支部 様 | ●世界平和統一家庭連合 観音寺家庭教会 様 |
| ●JSA中核会高松支部 様 | ●宗教法人生長の家白鳩会香川教区連合会 様 |
| ●アミパラ丸亀店 様 | ●かがわ長寿10男の料理塾 様 |
| ●高松信用金庫 様 | ●太田てる代 様 ●宮川 典子 様 |
| ●三和エコ&エナジー株式会社 様 | ●竹内 彰浩 様 ●黒川 由美 様 |
| ●日本アジア投資株式会社 様 | ●藤田 宜昭 様 ●長尾亜希子 様 |
| ●認定NPO法人 | ●櫛林 栄美 様 |
| 全国子ども食堂支援センター・むすびえ 様 | (順不同) |

香川社会福祉協議会では、県内の福祉関係者の参加・協力のもと、地域の課題を福祉関係者のネットワークで解決するための仕組みである「香川おもいやりネットワーク事業」をはじめ、災害時の福祉支援、地域福祉を支える人材の育成、福祉・介護人材の確保、成年後見制度の利用支援や関係機関等とのネットワークの構築など、地域福祉推進のための活動に取り組んでいます。

皆様からのご寄付は、こうした社会福祉の向上のため、本会が実施するさまざまな社会福祉事業に活用させていただきます。皆様からのご寄付を心よりお待ちしております。

子どもを中心に広がる地域の輪

「子ども食堂」は、NPO法人等の団体や地域住民のボランティア活動等により運営される地域の居場所です。

みんなで食事をしたり、勉強をしたり、遊んだりしながら、子どもはもちろん、地域の幅広い世代が交流できる場所として、その取組が全国に広がっています。

NPO法人L'espace labo（レスパスラボ）が運営する子ども食堂「レスパス」でも、子どもを中心に、高校生、大学生、地域のお店、地域住民など様々な方が参加しています。

「子どもを地域全体で育てよう」という想いから生まれた、地域のつながりをご紹介します！

レスパスは、自分のスキルを生かしながら、子どもと遊んだり、一緒に食事をしたり、とても楽しい場所です！より多くの方にこの活動を知ってもらい、色々な人に参加してほしいと思っています。



香川短期大学食物栄養専攻科 池内さん

宇多津町の子どもや子育てをしている方のために何かをしたいと思い、顔を出すようになりました。子どもたちの笑顔が絶えない場所なので、自分自身も元気をもらっています！



宇多津町保健福祉課 藤澤さん

地域コーディネーターとして学校へ勤務する中で、子どもの放課後の居場所づくりが大切だと感じていました。子どもたちはレスパスの開催日を本當に楽しみにしています。これから、心に寄り添える居場所づくりを心がけたいです。



宇多津町地域コーディネーター 角道さん

子ども食堂

レスパス

NPO法人L'espace labo（レスパスラボ）

子どものあふれる笑顔が
地域のエネルギー！

NPO法人L'espace labo（レスパスラボ）の中心メンバーは幅広い分野の専門職や研究者です。「子どもが育つ環境において、今必要なサポートは何か」を何度も意見交換する中で設立しました。当団体では、学び・体験・遊び・食事などの様々な経験を大切にしながら、子ども食堂「レスパス」と食材や生活用品の支援「door to door」の活動を行っています。

レスパスとは、「空間」という意味です。誰でも参加でき、心地よい空間となるように、地域の方々の声を大切にしながら、学校以外の居場所づくりや、今はお休みをしている親子キャンプの再開など、今後も取り組んでいきたいです。



NPO法人L'espace labo
理事長 辰巳さん



副理事長 北川さん

飲食業を営むことで、コロナ禍の中、たくさんの方々に助けをいただきました。自分にもできる事があると思い、香川県子どもの未来応援ネットワークのサポーターに登録し、辰巳さんたちに出会いました。自分のできる事を少しずつやりながら、長く携わっていききたいです。



料理 公衆
米崎さん



今日のメニューは、
米崎さんの
手作りコロケ



新聞で偶然レスパスの記事を読んだことがきっかけで、参加するようになりました。レスパスは、これから進みたい道を見つけた大切な場所です！これからも自分にできることを探しながら、関わっていききたいです。



高校生ボランティア
馬場さん

要予約

【開催情報】◎開催日…月2回 16～19時
(長期休暇中は、11時30分～16時30分)

◎場所…塩飽学生寮（宇多津町浜七番丁94-3）

◎料金…子ども 100円 大人 400円 ◎連絡先…☎090-2829-0115



～子どもの未来を地域のつながりで支えるしくみ～

香川県子どもの未来応援ネットワーク事業

香川県社会福祉協議会では、子ども食堂などの地域の居場所づくりやその活動をサポートし、活動している人や団体をつなぎ、そのネットワークを広げていくことで、幅広い世代が交流し、みんなが安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

「居場所をつくりたい!」「何かお手伝いしたい!」など、お気軽にご相談ください。

【お問合せ】

香川県社会福祉協議会 地域福祉課

☎087-861-0546

FAX087-861-2664

ホームページはこちらから

香川県子どもの未来応援情報ひろば



災害ボランティア交流研修から 圏域ごとのつながりづくりへ

災害時、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）の多くは、災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」という。）の運営を担います。しかし、災害時、被災者の多様な地域生活課題を支援するためには、社協だけでなく、関係団体やNPO等と協働し、災害VC運営することが重要です。

このような状況を踏まえ、令和3年9月18日、顔の見える関係づくりを目的に、災害ボランティア交流研修を開催しました。参加団体は、災害ボランティアに関する協定を締結しているライオンズクラブ国際協会3361A地区、日本青年会議所香川ブロック協議会、県内社協の3団体で、合同で開催する初めての研修会となりました。

研修の内容は、社協が担う災害VC運営や、外部から運営支援に入るときの心構えなどを説明したのち参加者の所属に応じた圏域ごとにグループに分かれ、災害VCシミュレーションゲームを実施しました。

シミュレーションゲームは、災害VC運営時に起こりうるハプニングに対応する内容となっており、進行役である香川大学の高橋真里氏のもと、参加者はハプニングが起こるたびにグループ内で意見交換したり、対応を悩んだりするなど、災害VC運営における「協働」を経験できました。

今後、県社協では、今回のような多様な団体が集まる研修を継続して開催し、圏域ごとの災害VCにかかるネットワークづくりを目指します。

地域福祉課 087-861-0546



グループワークを振り返り全体共有



グループワークの様子



災害VCシミュレーションゲームの説明（高橋真里氏）

香川DWATの養成により 災害に備えた体制づくりを目指す

香川県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下、「NW協議会」という。）は、県社協を事務局とし、災害時における要配慮者への福祉支援活動を迅速かつ円滑に展開するとともに、災害発生時の広域的な支援及び支援調整を行うため、県内の施設関係団体、職能団体等21の機関・団体が構成されています。

令和3年8月5日開催のNW協議会において、令和3年度は、「香川県災害派遣福祉チーム」（以下、「香川DWAT」という。）の組成や研修・訓練を実施するとともに、災害対応力の向上を図るため、新たに災害福祉支援コーディネータを配置し、災害時のDWATの迅速な派遣調整等のコーディネートや福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定支援に取り組むことを決定しました。

香川DWATは、災害時に避難所に駆けつけ、配慮を要する方に寄り添った支援を行う福祉専門職のチームです。

現在、リーダー的な役割を担う「先遣隊」のチーム員19名、具体的な福祉支援を行う「支援隊」のチーム員22名の合計41名が登録されています。

今年度は、「支援隊」のチーム員を新たに30名養成します。

コロナ禍で集まる場を設けることが難しい状況が続いていますが、オンラインなどを活用しながら、災害に備えた体制づくりを目指します。

法人振興課 087-861-5611



令和3年8月開催 NW協議会の様子

香川災害福祉支援ネットワーク協議会
（事務局：香川県社会福祉協議会）

香川県・市町・香川県共同募金会・
香川県民生委員児童委員協議会連合会・香川大学

部会（香川県災害派遣福祉チームを構成する団体）

香川県社会福祉法人経営者協議会	香川県老人福祉施設協議会
香川県老人保健施設協議会	香川県保育協議会
香川県児童福祉施設連合会	香川県知的障害者福祉協会
香川県救護・身障施設協議会	香川県介護福祉士会
香川県社会福祉士会	香川県精神保健福祉士協会
香川県介護支援専門員協議会	香川県県内社会福祉協議会連絡協議会
香川県医療ソーシャルワーカー協会	

21
機関・団体

13
団体



香川DWATは
緑色のビブスが目印です。

NW協議会の組織体制図

香川県福祉人材センター

香川県福祉人材センターとは

香川県福祉人材センターは、社会福祉従事者の確保のため、社会福祉法に基づき、香川県知事の指定を受けて、香川県社会福祉協議会に設置されています。

労働力人口が減少し、福祉ニーズの増大、多様化等に伴って、福祉人材の確保が困難になっている中、香川県福祉人材センターでは次の3つの事業を柱に、福祉人材の確保・育成・定着に取り組んでいます。

働きたい方と人材を求める事業所の橋渡し

香川県福祉人材センターでは、香川県から委託を受け、福祉分野で働きたい方（求職者）と人材を求める事業所（求人事業所）をつなぐ無料職業紹介事業を行っています。

当センターでは、福祉分野の求人を専門に扱っており、介護分野と保育分野のキャリア支援専門員が、求職登録

や福祉の仕事に関する相談に応じ、求職者のニーズや適性を把握したうえで、適正な仕事や職場を紹介しています。また、県内のハローワーク等で出張相談会も開催しています。

年3回開催する就職フェアでは、求職者と求人事業所との話し合いの場を提供し、福祉の仕事の魅力や福祉施設・事業所の取り組みを広く紹介しています。7月10日に丸亀市内のホテルで開催した「令和3年度の福祉のしごとサポートフェア」では、来春卒業予定の学生や一般の方35名が参加され、福祉施設（18事業所）との面談を行いました。また、当センターのホームページ上に特設サイトを開設し、香川県内の福祉施設（8事業所）の紹介や求



令和3年度福祉のしごとサポートフェア
(令和3年7月10日)

人概要等を掲載し、福祉職に関心のある方へ情報発信を行いました。8月に高松市内で開催予定であった就職フェアは、県内のコロナ感染者数の状況により中止となりましたが、次回は、10月29日に「令和3年度福祉の職場説明会」をサンポート高松シンボルタワー内で開催する予定で準備をすすめています。

その他、求職者向けの職場体験や中高生を対象とした職業体験では、実際の福祉施設で業務を体験し、福祉の仕事への理解と関心を高めてもらい、将来的な福祉人材の確保に向けて取り組んでいます。

働きやすい職場づくりへの支援

社会福祉法人・施設等において働きやすく、魅力ある職場づくりへの支援として、令和2年度から香川県の委託を受け、介護助手導入支援事業に取り組んでいます。この事業は、介護の専門的な業務とそれ以外の周辺業務を分け、業務を分担することで、介護助手や他業種からの新規参入者等、多様な人材の参入を促すとともに、職員一人ひとりの負担を減らし、利用者へのサービスの質の向上につなげていく事業です。

介護助手は、清掃や配膳、見守りなどの比較的簡単な業務を一日数時間、週数日行うので、体への負担が少なく、資格や経験、年齢を問わず、どなたでも活躍できます。

令和3年度も県内5事業所でモデル事業を実施することとなり、現在、介護助手を募集しています。



福祉従事者の資質向上の支援

福祉従事者の専門性の向上を図るため、介護技術等の研修を行っています。また、社会福祉士・介護福祉士及び保育士などを目指す方への修学資金貸付事業のほか、介護職の再就職準備金や潜在保育士等への支援事業も実施しています。

福祉人材センター ☎0871-83310250

意志あるお金、募金のチカラ。

赤い羽根共同募金



ご協力いただき、ありがとうございました

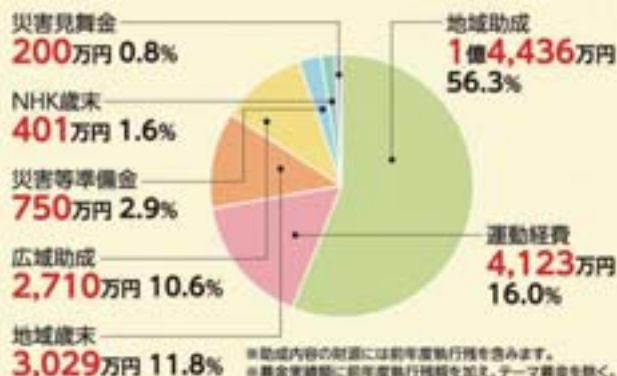
令和2年度
募金実績 **2億5,144万円**



実績

種別	実績額
一般募金	2億1,714万1,441円
うち 期間内	2億1,236万8,918円
テーマ募金	477万2,523円
地域歳末たすけあい募金 (12月1日～12月31日)	3,028万8,474円
NHK歳末たすけあい寄付金 (12月1日～12月25日)	400万7,523円
計	2億5,143万7,438円

助成内容



皆様の寄付はこのようなところに助成しています

赤い羽根共同募金は、都道府県ごとに行われています。大規模災害などの例外を除き、集まった募金はその県内で使いみちが決められ、また、うち約7割は集めた市町内で使いみちが決められます。



地域助成

- 一人暮らしの高齢者の見守り、配食サービス活動
- 高齢者サロンの運営
- 社会福祉施設体験学習
- 子ども食堂
- 保育所の遊具整備
- 地域の防災用備蓄整備 など



広域助成

- 障害者の就労作業所の運搬用自動車、ガスオーブンなどの厨房器具、作業用台車整備
- 施設通所送迎用自動車整備、介助補助用具整備 など

歳末たすけあい

- 児童養護施設等入所児童、里親委託児童への就職・進学支度金
- 生活困窮世帯への見舞金 など



災害等準備金とは

阪神淡路大震災を契機に、大規模災害時に、被災地でのボランティア活動を支援するために、募金額の3%を限度に積み立てるもの。東日本大震災や令和2年7月豪雨災害では都道府県域を超えて拠出が行われました。なお、積み立てて3年が経過した場合は、助成金に充てられます。



※災害義援金は被災者への見舞金として集められ、自治体を通じて配分される寄付金です。

赤い羽根共同募金運動に皆様のご協力をお願いいたします。 (運動期間：10月1日～3月31日)



令和3年度 募金目標額 2億4,848万円

※目標額は万円単位で四捨五入で記載。

皆様からの寄付金の使いみちは、次のように計画しています。

地域福祉を推進するために

1億3,417万円

社会福祉活動や在宅福祉サービス事業等、地域福祉の推進を図る市町の社会福祉協議会の活動等に助成します。



民間社会福祉施設・福祉団体の充実のために

2,425万円

県内の社会福祉施設の設備や授産機器、送迎用車両の整備、福祉団体の活動等に助成します。



災害支援活動の充実のために

940万円

災害時に支援・救護を行うボランティア団体・グループに対し、活動経費の一部を適時に援助するため、準備金として積立てます。また、火災や風水害等による被災世帯に見舞金を贈ります。



歳末たすけあいのために

3,492万円

市町単位で実施する「地域歳末たすけあい」と「NHK歳末たすけあい」があり、生活困窮者などが安心して新たな年を迎えることができるよう支援します。



社会課題や地域課題の解決のために(テーマ募金)

465万円

社会課題や地域課題の解決のためのテーマを特定した募金で1月1日から3月31日まで募金活動を行います。



共同募金運動推進のために

4,109万円

募金活動を推進するための広報費、資料費や管理経費に使います。



募金をするには

「戸別募金」、「法人募金」、「街頭募金」、「イベント募金」、「インターネット募金」など、いつでもどこでも気軽にご協力いただけます。募金の受付も年間を通じて行っており、金融機関からの振り込みや直接持参いただくこともできます。

社会福祉法人 香川県共同募金会

〒760-0066 高松市福岡町2丁目25番12号
TEL.087-823-2110 FAX.087-823-1151
E-mail:akaihane1@kagawaken-kyobo.or.jp



●募金を持参する

募金を持参される場合は、下記の窓口で受付します。また届寄りの市町共同募金委員会に直接持参いただくこともできます。

- 香川県共同募金会(平日8:30～17:00)
高松市福岡町二丁目25番12号
- お近くの市町共同募金委員会



●金融機関から振込による募金

- ゆうちょ銀行の窓口から下記口座へ振込みいただけます。(手数料無料)
加入者名 社会福祉法人香川県共同募金会
口座番号 01650-8-538
- 百十四銀行・香川銀行の窓口から振込みいただけます。ご希望の方はメール又は電話で香川県共同募金会まで連絡いただければ、専用の振込用紙(手数料無料)をお送りします。

●インターネットを使った募金

インターネットを使った募金はこちらから。香川県又は県内市町を指定しての寄付ができます。



●可能な支払い方法

クレジットカード・銀行口座振替・コンビニ支払い・ペイジー・auかんたん決済・ソフトバンクまとめて支払い

その他の募金

●赤い羽根自動販売機での飲料購入

「赤い羽根」マークがついた自動販売機で飲料を購入すると、協賛企業からその売上の5%が香川県共同募金会に寄付されます。



●募金百貨店プロジェクト

「募金百貨店プロジェクト」は、参加する企業等が提供する「寄付つき商品」を購入・利用することにより、一定の割合で企業等が売上の一部を香川県共同募金会に寄付するものです。



県共同募金会では、「赤い羽根うどん県バッジ」を製作し、お一人500円以上の募金をお寄せいただいた方に贈呈しております。バッジをご希望の方は、香川県共同募金会までお問い合わせください。



今年のデザインは
「ちくわうどん」

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために！

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、財産総合保険等)

■ 基本補償(賠償・見舞)

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の毀損を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶ 年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
100名以降1名~10名増ごと	1,500円

付加費用(見舞費用)

基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所: 1,300円
通所: 1,380円



スケールメリットを活かした

充実した補償と
割安な保険料
です。

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

● この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護補助賠償責任保険、雇用者賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、財産総合保険、費用・利益保険)です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
(引受幹事) 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

(5,720~12299 2020.12.28 作成)

2022年4月生願書受付中!(最終締切 2022年3月11日金)

社会福祉学科 通信課程

一般養成課程 (1年6ヶ月コース)
(1年コース)

短期養成課程 (9ヶ月コース)

西日本で唯一の社会福祉士一般養成課程(1年)!!
中国・四国地方で唯一の短期養成課程!!

教育訓練給付制度対象講座
※「社会福祉学科 一般養成課程(1年コース)」は対象です。

最大20%(上限10万円)

※ハローワークより支給されます。

精神保健福祉学科 通信課程

一般養成課程 (1年7ヶ月コース)

短期養成課程 (9ヶ月コース)

教育訓練給付制度対象講座

一般養成課程は最大20%(上限10万円)

短期養成課程は最大70%(上限56万円)

※ハローワークより支給されます。

現地進学説明会と併せて
オンライン進学説明会を開催します!

2021年
10:00
13:00
11月7日(日)
12月12日(日)

2022年
10:00
13:00
1月23日(日)
2月20日(日)
3月6日(日)

社会福祉士や精神保健福祉士に興味があり通信制で資格取得を考えている方へ、左記日程にて、現地進学説明会と併せてWebex(ビデオ会議システム)によるオンライン進学説明会を行っています。事前予約は必要ありません。※実習該当者は、出席前に必ず進学相談会にご参加ください。※詳しい参加方法および、Webexの操作方法についてはHPをご覧ください。

入学優遇制度あり!
社会人も学びやすい!

レポート作成
短期間のスクーリング(面接授業)
実習(該当者のみ)

3つの学びで卒業できます!

詳しくは
QRを
スマホで
読み取ら
せてください



〒760-0021 香川県高松市西の丸町14-10
好きを極めてプロになる

香川県立大学
福祉総合カレッジ

Eメール: fukushi@anabuki.ac.jp
ホームページ: <http://www.anabuki-college.net/afk/tushin/>

TEL.087-873-2455